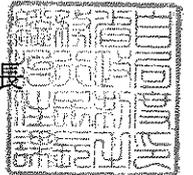


総行住第20号
平成24年2月10日

各都道府県
住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長



仮住民票事務に関する質疑応答について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）（注1）及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）（注2）の施行に関し、職務上の参考とするため、仮住民票事務に関する質疑応答について、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（注1）住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第4号）による改正後のもの。

（注2）住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成24年総務省令第4号）による改正後のもの。

記

（問1）基準日後施行日までの間に仮住民票の作成の対象となった者については、一律に、仮住民票を作成せず法附則第5条の届出を求める取扱いとして差し支えないか。

（答）事務処理の状況等を勘案して、施行日に円滑に住民票に移行できる場合には、できるだけ仮住民票を作成することが適当である。

（問2）外国人登録原票の氏名に、カンマ、ピリオド、ハイフンが記載されている場合、仮住民票の氏名の記載はどのようにすべきか。

（答）外国人登録原票の氏名に記載された当該記号については、法務省から事前に提供された在留情報の氏名の記載を確認して、仮住民票の氏名において省略することが

適当である。

(問3) 外国人登録原票の氏名に、ローマ数字が記載されている場合、仮住民票の氏名の記載はどのようにすべきか。

(答) 外国人登録原票の氏名に記載されたローマ数字については、法務省から事前に提供された在留情報の氏名の記載を確認して、ローマ字の「I」、「V」又は「X」を組み合わせて表記することが適当である。

(問4) 外国人住民が世帯主である複数国籍世帯について、日本人の世帯員の続柄を確認するために、他の市区町村に対して戸籍法（第10条の2第2項）に基づいて戸籍謄本等の交付の請求をする場合、根拠法令の条項は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第3条第1項（又は第2項）でよいか。

(答) お見込みのとおり。

(問5) 仮住民票の作成に当たって、国民健康保険の受給資格等の個別事項の記載を省略できるか。また、本人への通知に当たっても、当該個別事項を省略できるか。

(答) 当該個別事項は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第3条第1項により、仮住民票の記載事項とされている。また、同条第6項により、仮住民票の記載事項を通知しなければならないとされている。

(問6) 外国人登録原票の通称名に簡体字又は繁体字が記載されている場合、仮住民票の通称には、当該文字を日本人が戸籍に記載することができる文字に置換した上で記載することとすべきか。

(答) お見込みのとおり。